

斜里町の海浜利用適正化に関する提言
— サケ・マス釣りの健全化に向けて —

令和5年2月9日

斜里町海浜利用適正化検討協議会

私たちの知床半島は、2005年に世界自然遺産に登録されました。登録理由のひとつに、陸－海生態系の相互作用が顕著なことがあげられています。産卵回帰するサケ・マスは海からの物質（MDN）を陸に運ぶことにより、陸の生態系を豊かにし、生物多様性を高めます。事実、ルンバ川周辺の河畔林生態系には20~30%のMDNがサケ・マスにより運ばれてます。このように、海からの贈り物であるサケ・マスは斜里町にとって町民にとって大切な財産であり、自然豊かな海と大地（基盤、調整）、食料と漁業（供給）、そして観光と遊漁（文化）を担う重要な生態系サービスそのものです。大都市シアトルをかかえる米国ワシントン州では「有権者の77%がサケ・マスの生存が環境の健全性を示す重要な指標だと考えている」といわれています（Kurlansky M. 2020. “Salmon”より）。

私たち人類は地球生態系の一構成要素に過ぎませんが、その生態系サービスを利用する一方、私たちの活動がこの生態系に様々な影響を及ぼすようになってきました。私たちの海浜域は海と陸の生態系の連環をはかる重要な場であるとともに、多くの人々が様々な活動に利用する公共性の高い場でもあります。海浜域の利用には、観光・レクリエーション・レジャーも含まれます。最近、斜里町海浜域ではサケ・マスの釣りが盛んになり、そのルールやマナーに関する問題／課題が多頻度で発生するようになってきました。

海浜域の環境保全や健全な海浜レクリエーションを推進するためには、利用関係者が協調しながら、これらの課題について解決を図っていくことが基本であることは言うまでもありません。

以上のような背景から、海浜域におけるサケ・マス釣りの適正な利用方法の確立をはかることを目的に、斜里町では幅広い分野の委員で構成する斜里町海浜利用適正化検討協議会を令和4年度に設置し、目的達成に向けて調査を行ってきました。調査内容は、①釣りの現状と課題の把握、②海浜域利用に関する法令、③各地における海浜域管理の事例等であり、調査結果に基づき、サケ・マス釣りによる海浜域利用のあり方について検討をはかってきました。その結果は、添付の斜里町海浜利用適正化検討協議会調査報告書（令和5年2月9日）のとおりであります。

ここでは、調査結果に示した現状の問題点と課題を踏まえて、斜里町海浜域におけるサケ・マス釣りの健全なあり方と適正化について提言します。

提 言

1. 海浜域におけるサケ・マス釣りのモラルの啓発と実践

調査報告書で示しましたように、斜里町海浜域におけるサケ・マス釣りには次のような問題と課題があります。

- ① 人身の安全性
- ② 漁港の機能低下と衛生環境の悪化
- ③ 住民の生活環境と治安の悪化
- ④ 観光地における釣り人による駐車場の占有

⑤サケ・マス自然産卵親魚の遡上障害

⑥サケ・マス釣りによるヒグマの誘因

⑦砂浜海岸の占用と砂丘破壊

これまでも斜里町の海浜域では、サケ・マス釣りのモラル啓発と課題改善策について、関係機関や団体により様々な取り組みが行われてきました。その結果、必ずしも十分ではありませんが、一部の漁港施設の立入規制による人身の安全性の確保と漁港機能低下の改善、一部の河口域における釣り規制の拡大によるサケ・マス自然産卵親魚の保全や観光地の駐車場の有効利用の拡大、「クリーンアップ作戦」による住民の生活環境と治安の改善や砂浜海岸の保全、および重点啓発による住民の生活環境と治安や漁港機能の更なる改善に成果をあげてきました。今後はサケ・マス釣りの課題解決に向けて更なる啓発と実践内容の充実に向けて努められるよう提言します。

2. 斜里町の海浜域におけるサケ・マス釣りのローカル・ルール

「国連海洋法条約」では、排他的経済水域における水産資源については沿岸国が保全措置を講ずることになっています。水産資源の管理に成功している多くの先進国では、水産資源を国民全体の利益に資すために国または州が責任をもって管理しています。わが国においても、2018年に漁業法を改正し、国の政策理念として持続可能な水産資源管理に取り組んでいます。

そのような背景のもと、私たちのまち斜里町においても町民にとって大切な財産であるサケ・マスの保全と持続可能な利用に取り組むことはきわめて重要であります。その一環として、斜里町は率先して海浜域における適正なサケ・マス釣りに関係するローカル・ルールづくりに取り組み、ステークホルダー・行政機関・学識経験者が三位一体となる協議会において構築すべきであろうと考えます。その場合、協議会には現状把握のモニタリングとその評価をフィードバックさせる仕組みも必要となります。

具体的なルールの内容には、上記1をベースに車両の乗り入れや駐車、ゴミの処理、場所取り、漁港の使用に関すること等のほか、海岸法や森林法、水産や環境関係の法令等に基づく海浜域の利用のあり方も含まれます。また協議会において合意形成が得られた場合には、遊漁（レクリエーション・レジャー・スポーツ）としてのサケ・マス釣りの決まり（釣り場、竿数、釣獲数や方法等）も含まれるべきであろうと考えます。

3. 将来におけるサケ・マス釣りのライセンス制について

サケ・マス釣りのライセンス制は、町民にとって大切な財産を守る「義務」と持続可能な利用という「権利」の両面から考えた場合、将来において検討する価値はきわめて高いと考えます。アメリカやカナダでは、法的にサケ・マスは国民共有の財産として位置付けられており、国内外の人々がルールを遵守し、対価としてのライセンス料を支払えば、だれでもサケ・マスを釣ることができます。わが国の現行の法体系の中では、北海道の網走海区漁業調整委員会指示で行われている秋さけ船釣りライセンス制のように、海域を定めてサケ釣り

に関する制限を行い、承認された人に制限の解除を行うという限られた仕組みのもとに、海域での船釣りが適用されているにすぎません。

しかし、調査報告書のアンケート結果にみられるように70%以上の方が海浜域でのサケ・マス釣りのライセンス制の導入を、「大変望ましい」および「望ましい」と回答しています。一方、相模湾沿海市町の例、忠類川サーモンフィッシング、渚滑川キャッチアンドリリースなどのように現行法の中でのルール作りや、猿払川のイトウのキャッチアンドリリースのように任意団体の自律的なモラル・ルールづくりにより持続可能な資源管理が行われている事例も少なからずみられます。斜里町の海浜域におけるサケ・マス釣りのライセンス制への移行は現時点では必ずしも容易ではありませんが、今後は利用状況のモニタリングや協議会での合意形成等に基づき、将来へ向けた「ライセンス制」のあり方について真剣に考え、検討していくべきであろうと考えます。

以上、本提言が斜里町の財産であるサケ・マスを守り、その持続可能な利用のあり方に貢献できることを祈るとともに、町民や団体、そして来訪する釣り人も含めたすべての関係者が海浜域の適正な利用に取り組んでいかれることを望みます。